

- **清掃工場への産業廃棄物の持込みは不法投棄となります！！**
- **廃棄物処理の許可を有しない業者への委託は違法です！！**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件被疑者らの検挙について

当組合の清掃工場に産業廃棄物を不法投棄したとして、再生資源取扱業者に処理を委託した業者を委託基準違反、処理を受託した業者を受託禁止違反及び投棄禁止違反として、警察が東京地方検察庁へ送致したとの情報提供がありましたのでお知らせいたします。

自己持込業者、再生資源取扱業者及び排出事業者の皆様には、清掃工場への搬入等につきまして、下記の点に十分ご注意ください。

記

1 自己持込業者の場合

自己持込は、自らの事業活動により発生した事業系一般廃棄物を自ら運搬し、処理施設に持込むことを言います。許可なく産業廃棄物の処理を請け負った者(※)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)第14条第15項違反となり、法第25条第1項第13号により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され、又は、これを併科されることがあります。さらに行為者が法人の業務に関し、この違反行為をしたときは、法人に対し、法第32条第1項第2号により1,000万円以下の罰金が科されることがあります。

また、一般廃棄物の処理施設である清掃工場に産業廃棄物を持ち込み、投棄した者は法第16条違反となり、法第25条第1項第14号により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され、又は、これを併科されることがあります。さらに行為者が法人の業務に関し、この違反行為をしたときは、法人に対し、法第32条第1項第1号により3億円以下の罰金が科されることがあります。

2 再生資源取扱業者の場合

専ら物を再生利用目的として収集した物のうち、再生利用できない(製品として売却できない)古紙及び、古繊維である紙くずや繊維くずが持込み対象です。それ以外のものは持込みできないため、搬入を拒否し、持ち帰りを指示しています。また、上記1と同様に許可なく産業廃棄物の処理を請け負った者(※)は、法第14条第15項違反となり、法第25条第1項第13号により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され、又は、これを併科されることがあります。さらに行為者が法人の業務に関し、この違反行為をしたときは、法人に対し、法第32条第1項第2号により1,000万円以下の罰金が科されることがあります。

※その他環境省令で定める者を除く。

3 排出事業者の場合

法第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とする、いわゆる、排出者責任を明確に定めています。一般廃棄物又は産業廃棄物の収集を委託する場合は、必ずそれぞれの収集・運搬の許可を有している業者へ委託をしてください。今回のように産業廃棄物の収集・運搬の許可を有しない業者へ委託した者は、法第12条第5項違反となり、法第25条第1項第6号により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され、又は、これを併科されることがあります。さらに行為者が法人の業務に関し、この違反行為をしたときは、法人に対し、法第32条第1項第2号により1,000万円以下の罰金が科されることがあります。

4 参考

清掃工場に持ち込まれる不適正搬入物(産業廃棄物)の一例



金属くず(缶)



ガラスくず(瓶)



廃プラスチック類(ペットボトル)



廃プラスチック類(合成繊維くず)

(問い合わせ先)

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課
電話 03-6238-0704

環 環 4 第 3 7 9 号

令和 4 年 9 月 1 5 日

令和 5 年 3 月 3 1 日まで保存

東京二十三区清掃一部事務組合
施設 管 理 部 長 殿

警視庁生活安全部生活環境課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件被疑者らの検挙について (情報提供)

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者 2 名及び被疑法人 2 社を東京地方検察庁へ送致した。本事件については、清掃工場への搬入業者が、一般廃棄物と称して産業廃棄物を清掃工場に搬入して不法に投棄した悪質な事案であることから、対象業者に対して指導徹底を図るとともに、再度発生することがないよう情報提供する。

1 送致年月日

令和 4 年 9 月 1 5 日 (木)

2 被疑者

(1) A 印刷物光沢加工業代表

(2) B 再生資源回収業代表

3 被疑法人

(1) 甲 東京都所在

印刷物光沢加工業

(2) 乙 東京都所在

再生資源回収業

4 事案の概要

Aは、法人甲の代表取締役として、印刷物光沢加工業務全般を統括するものであるが、令和4年4月18日頃、産業廃棄物処理業の許可を受けていない再生資源回収業を営む法人乙の代表取締役であるBに対し、産業廃棄物であるコロナワクチンシール合計約5,380キログラムの収集運搬及び処分を委託し、Bはこれを受託したものの。

Bは、令和4年4月21日から同月26日までの間、墨田清掃工場に、産業廃棄物であることを秘して、廃棄物処理手数料が5割減額となる制度の廃棄物と偽り、4回にわたり、上記ワクチンシール合計約4,435キログラムを搬入して投棄し、もってみだりに廃棄物を捨て、更に同月27日、約945キログラムのワクチンシールを投棄しようとしたが、同工場職員らに看破されたため、その目的を果たせなかったもの。

5 罪名・罰条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

(1) 委託違反 (A、法人甲)

罰条：同法第12条第5項

罰則：同法第25条第1項第6号

(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

両罰：同法第32条第1項第2号(1,000万円以下の罰金)

(2) 受託違反 (B、法人乙)

罰条：同法第14条第15項

罰則：同法第25条第1項第13号

(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

両罰：同法第32条第1項第2号(1,000万円以下の罰金)

(3) 投棄禁止・投棄禁止未遂 (B、法人乙)

罰条：同法第16条

罰則：同法第25条第1項第14号 同法第25条第2項 (未遂の処罰規定)

(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

両罰：同法第32条第1項第1号 (3億円以下の罰金)